

議案第 1 号

条例案に対する意見について

令和 3 年 6 月 24 日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第 1 趣旨

令和 3 年 6 月 岩手県議会定例会に提出された次に掲げる条例案について、
岩手県議会から地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき意見を求められ
たので、別紙のとおり回答しようとするものである。

第 2 意見を求められた条例案

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及びみんなで取り組む防災活動
促進条例の一部を改正する条例のうち第 1 条

人委職第号
令和3年6月日

岩手県議会議長 関根 敏伸 様

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司

条例案に対する意見について（回答）

令和3年6月21日付け議第66号により意見を求められた下記条例案については、適当なものと認められます。

記

議案第2号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及びみんなで取り組む防災活動促進条例の一部を改正する条例のうち第1条

条例案に対する意見について

1 検討の趣旨

令和3年6月県議会定例会に提案された条例案について、県議会から地方公務員法第5条第2項に基づき意見を求められたことから、検討を行うものであること。

[議会日程]

- ・ 6月21日（月） 意見照会
- ・ 6月22日（火） 招集
- ・ 7月2日（金） 常任委員会
- ・ 7月6日（火） 本会議採決

2 意見を要する条例案

議案番号	条例名
第2号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及びみんなで取り組む防災活動促進条例の一部を改正する条例のうち第1条

3 条例案の検証結果

条例名	改正の趣旨	検証結果	検討資料
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及びみんなで取り組む防災活動促進条例の一部を改正する条例のうち第1条	災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするもの	<u>適当</u>	別紙

4 条例案意見（事務局案）

意見を求められた条例案につきましては、適当なものと認められます。

【参考】

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する条例の制定）

第五条 地方公共団体は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従い、条例で、人事委員会又は公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他の職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。但し、その条例は、この法律の精神に反するものであつてはならない。

2 第七条第一項又は第二項の規定により人事委員会を置く地方公共団体においては、前項の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

別紙**一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び
みんなで取り組む防災活動促進条例の一部を改正する条例****1 条例案の内容****(1) 条例改正の趣旨**

災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものである。

(2) 条例改正の内容

災害対策基本法の一部改正により、避難勧告・避難指示について避難指示に一本化することとされたことに伴い、次に掲げる条例について所要の整備をする必要が生じたものである。

ア 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（第1条関係）

火山災害時における災害応急作業等手当の支給要件の規定中、避難勧告に係る文言を削るもの（第9条の17第1項第1号イ）

イ みんなで取り組む防災活動促進条例（第2条関係）

→ 職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項ではないため、意見は求められないもの。

(3) 施行期日（附則関係）

公布の日から施行する。

[参考]**災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要**

頻発する自然災害に対応して、災害対策の実施体制の強化及び災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特定災害対策本部の設置、非常災害対策本部等の本部長及び設置時期の見直し、市町村による個別避難計画の作成、避難のための立退きの勧告及び指示の一本化、広域にわたる避難住民等の受け入れに関する協議手続の整備、災害救助法に基づく救助の対象の拡大等の措置を講ずるものである。

2 条例案意見（事務局案）

適切なものと認められる。

【理由】

法改正に伴う所要の整備（文言の削除）であること。

災害対策基本法等の一部を改正する法律 新旧対象条文（抜粋）

は、要配慮者に対し、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認めれる居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難

のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならぬ

は、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難

のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内の待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府

災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要

内閣府(防災担当)

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

〔住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%〕

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を括的に見直し。



避難情報の報道イメージ (内閣府で撮影)

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受け入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

② 災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置 (※)

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

目標・効果

○ 広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

閣議決定：令和3年3月上旬予定 施行期日：公布から1ヶ月以内の政令で定める日

議案第2号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及びみんなで取り組む防災活動促進条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第9条の17 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 人事委員会の定める機関に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したとき。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のため立退きを勧告され、若しくは指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第9条の17 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 人事委員会の定める機関に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したとき。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のため立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(みんなで取り組む防災活動促進条例の一部改正)

第2条 みんなで取り組む防災活動促進条例（平成22年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害時の行動)</p> <p>第11条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自主的な避難、市町村長の避難の<u>勧告</u>又は指示に従った行動その他適切な行動をとるよう努めるものとする。</p>	<p>(災害時の行動)</p> <p>第11条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自主的な避難、市町村長の避難の指示に従った行動その他適切な行動をとるよう努めるものとする。</p>

<p>(避難行動要支援者の支援体制の整備に係る支援)</p> <p>第14条 県は、第9条に規定する支援体制の整備が円滑に行われるよう、市町村が作成する避難行動要支援者の避難の支援に関する計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。</p>	<p>(避難行動要支援者の支援体制の整備に係る支援)</p> <p>第14条 県は、第9条に規定する支援体制の整備が円滑に行われるよう、市町村に対し、法第49条の14第1項に規定する個別避難計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月22日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。